

資料番号	地域 1
------	------

令和5年11月17日
課名 地域政策局 スポーツ推進課
担当者 課長 田口
内線 2640
課名 地域政策局 国際課
担当者 課長 大小田（おおこだ）
内線 2358

公の施設に係る指定管理者の候補者の選定等について

1 要 旨

対象施設の令和6年度からの指定管理者について、選定委員会の審査を踏まえ、候補者の選定を行った。

2 対象施設

広島県立総合体育館

広島県立広島国際協力センター

3 個別施設の候補者の選定等について

詳細は別紙1及び別紙2のとおり

広島県立総合体育館に係る指定管理者の候補者の選定について

地域政策局 スポーツ推進課

広島県立総合体育館の指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会スポーツ推進部会（以下「スポーツ推進部会」）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	公益財団法人広島県教育事業団
代表者	理事長 桜井 勝広
住所	広島市西区観音新町二丁目 11 番 124 号
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日（予定）
申請提案額	815,442 千円（予定）

【選定理由】

スポーツ推進部会において、応募者から提出された事業計画書など、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。

その結果、「Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案」及び「Ⅴ 申請者の取組姿勢」の項目において、

① 現状を踏まえた現実的かつ具体的な目標設定

② 施設の機能や価値を理解し、地域や関係団体等との連携体制を構築できていること

などが、優れていると評価された。

2 施設の概要

所在地	広島市中区基町 4-1
施設の設置目的	大規模スポーツ大会の開催と国際交流の促進を図るとともに県民スポーツ活動の拠点とする。
現指定管理者	公益財団法人広島県教育事業団

3 応募者（順番は申請順）

応募者名		所在地	代表者名
A	公益財団法人広島県教育事業団	広島市西区観音新町二丁目 11 番 124 号	桜井 勝広
B	グリーンアリーナ活性化共同企業体	広島市西区商工センター二丁目 3 番 1 号	本田 雅彦
	株式会社イズミテクノ	広島市西区商工センター二丁目 3 番 1 号	本田 雅彦
	シンコースポーツ中国株式会社	広島市東区東蟹屋町 5 番 5 号	石崎 健太
	ホームテレビ映像株式会社	広島市中区白島北町 19 番 2 号	水内 美輝
	アシックススポーツファシリティーズ株式会社	兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目 1 番 1	原田 聡

4 広島県立総合体育館指定管理者選定状況

(1) スポーツ推進部会委員

部会長	田口 新也（広島県地域政策局スポーツ推進課長）
委員	西郷 紀子（西郷紀子社会保険労務士事務所特定社会保険労務士） 橘 俊夫（橘公認会計士事務所公認会計士） 堂本 ひさ美（公益財団法人広島県スポーツ協会常務理事） 福田 由美子（広島工業大学工学部建築工学科教授） 藤口 光紀（広島経済大学経済学部スポーツ経営学科教授）

※ 委員の順番は50音順

(2) 審査基準及び結果等

県は、「欲張りなライフスタイルの実現」に向け、県民が、気軽にスポーツを楽しむことができる機会をつくとともに、観光や文化、教育などの推進にもスポーツを最大限活用する、スポーツを核とした地域づくりに取り組んでいることから、審査項目の「Ⅰ 利用者サービスの向上・確保」及び「Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案」に特に重点をおいて審査を行った。

審査基準	審査の項目	配点 ウエイト	応募者 (※応募者名は3のとおり)		評価及び選定理由
			A	B	
Ⅰ 利用者サービスの向上・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・開館日、利用時間などは、利用者のニーズに的確に応えたものか ・施設及び附属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制等を含む） ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか 	20	14.1	13.5	<p>○Aは、利用者からの要望等への的確な対応や、施設の利用について円滑に管理運営が見込まれると評価された。</p> <p>○Bは、利用者の安全対策や開館時間の延長の提案が評価された。</p>
Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況等の目標設定は適切かつ現実的か ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容（計画）は適切か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・「欲張りなライフスタイル」等、県施策への協力等に係る考え方はどうか ・特定の者等に有利な利用とならないか 	20	13.7	13.0	<p>○Aは、現状を踏まえた現実的かつ具体的な目標設定が評価された。</p> <p>○Bは、広報活動に関する新たな取組の提案が評価された。一方、利用者数の目標達成の実現性には疑問が残ると評価された。</p>

<p>Ⅲ 維持管理水準の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか 	<p>1 5</p>	<p>10. 2</p>	<p>9. 5</p>	<p>○A及びBは、いずれも維持管理水準は妥当と評価された。 ○Aは、小規模修繕業務の内製化の取組が評価された。</p>
<p>Ⅳ 申請者の経営状況・信頼性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか ・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か ・有資格者、経験者の配置状況は適切か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度かどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応（保険等）はどうか ・財務状況は健全か ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成しているか 	<p>1 5</p>	<p>9. 6</p>	<p>9. 5</p>	<p>○A及びBは、いずれも財務状況に問題はないと評価された。 ○Aは、経験豊富な職員を多数配置している点が評価された。 ○Bは、障害者の雇用について評価された。</p>
<p>Ⅴ 申請者の取組姿勢</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的・公共性の理解度はどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか 	<p>1 0</p>	<p>7. 3</p>	<p>6. 3</p>	<p>○Aは、施設の機能や価値を理解し、地域や関係団体等との連携体制を構築できている点が評価された。 ○Bは、新たな取組を提案する姿勢が評価された。一方、地域や関係団体等との連携が具体的ではないと評価された。</p>
<p>Ⅵ 申請提案額（金額評価）</p>	<p>最低提案額/申請提案額×10 （※ 小数点第1位まで求める。小数第2位切捨て） （指定管理期間の全体額（5年間分を合算）） なお、申請者の提案額が、管理費用基準額を上回る場合は失格</p>	<p>1 0</p>	<p>10. 0</p>	<p>9. 7</p>	<p>AがBよりも低額であった。 申請提案額 A：815, 442千円 B：840, 000千円</p>

VII 申請提案額の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請提案額と事業計画は整合しているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか ・収益増への取組内容はどうか 	100	6.4	6.3	<p>○Aは、実現性をもった事業計画となっていると評価された。</p> <p>○Bは、収益増への取組姿勢が評価された。</p>
合計点数		100	71.3	67.8	

※本結果は、6名の委員の平均点によるものである。

広島県立広島国際協力センターに係る指定管理者の候補者の選定について

地域政策局 国際課

広島県立広島国際協力センターの指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会国際部会（以下「国際部会」）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	公益財団法人ひろしま国際センター
代表者	会長 武田 龍雄
住所	広島市中区中町 8 番 18 号
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日（予定）
申請提案額	851,925 千円（予定）

【選定理由】

国際部会において、応募者から提出された事業計画書など、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。

その結果、「Ⅰ 利用者サービスの向上・確保」及び「Ⅳ 申請者の経営状況・信頼性」において、

① これまでの実績により蓄積された施設管理運営のノウハウ

② 日本語教育・外国語能力の面で高レベルの資格を有し、業務経験の長い職員が多数配置されている等の確実な事業実施体制などが評価された。

2 施設の概要

所在地	東広島市鏡山三丁目 3-1
施設の設置目的	国際人材の養成、県民の国際化及び国際協力を推進する。
現指定管理者	公益財団法人ひろしま国際センター

3 応募者

応募者名	所在地	代表者名
公益財団法人ひろしま国際センター	広島市中区中町8番18号	武田 龍雄

4 広島県立広島国際協力センター指定管理者選定状況

(1) 国際部会委員

部会長	大小田 健（広島県地域政策局国際課長）
委員	東 太郎（独立行政法人国際協力機構中国センター次長兼総務課長） 片柳 真理（国立大学法人広島大学大学院人間社会科学研究科教授） 橘 俊夫（橘公認会計士事務所公認会計士） 山下 浩太（東広島市総務部政策推進監大学連携担当マネージャー） 吉田 泰子（吉田泰子社会保険労務士事務所社会保険労務士）※ 委員の順番は50音順

(2) 審査基準及び結果等

地域に開かせた総合的な国際交流・協力拠点として、施設の利用促進を図ることが重要であることから、「Ⅱ 研修事業等の充実や利用促進（新たな提案等を含む）」や「Ⅳ 申請者の経営状況・信頼性」に重点をおいて審査を行った。

審査基準	審査の項目	配点 ウエイト	応募者の得点 （※応募者名 は、3のとおり）	評価及び選定理由
I 利用者サービスの向上・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間、休館日などは、利用者のニーズに的確に応えたものか ・施設及び付帯設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制等を含む） ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか 	15	10.7	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの実績により蓄積された施設管理運営のノウハウに基づき、安定したサービス水準を確保できる点が評価された。 ○一方、利用者の意見を積極的に収集し、結果をサービス提供に生かすよう期待するとの意見もあった。

<p>II 研修事業等の充実や利用促進(新たな提案等を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的達成・効用発揮のための今までにない(例えば IT の活用等)魅力的な提案がなされているか ・新たな提案は目標の達成に繋がる取組か ・目標設定は適切かつ現実的か ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容(計画)は適切か ・県施策への協力等に係る考えはどうか ・特定の者等に有利な利用とならないか 	<p>20</p>	<p>12.3</p>	<p>○これまでの実績に基づき確実な研修実施が見込まれる点が評価された。 ○一方、新たな提案とされたプログラムについては、新規性・具体性に欠けるという意見があった。</p>
<p>III 維持管理水準の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか 	<p>15</p>	<p>10.5</p>	<p>○これまでの管理実績から当該施設に精通しており、仕様書に定める基準を満たした運営が期待できる点が評価された。</p>
<p>IV 申請者の経営状況・信頼性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理・労災面に配慮した職員の配置数・執行体制が構築されているか ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか ・有資格者、経験者の配置状況は適切か ・確実に事業を実施することができる体制か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応(保険等)はどうか ・申請者の財務状況は健全か 	<p>20</p>	<p>14.8</p>	<p>○執行体制や業務の責任体制が確保されている点、日本語教育・外国語能力の面で高レベルの資格を有し、業務経験の長い職員が多数配置されており、確実な事業の実施が見込まれる点が評価された。 ○一方、職員のスキルアップへの取組が不十分との意見があった。</p>

V 申請者の取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的・公共性（サステナビリティに配慮した施設管理運営の観点を含む）の理解度はどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか 	10	7.1	<p>○これまでの管理運営の実績を通じ、施設の目的等を十分理解している点、地域連携に強みがある点が評価された。</p> <p>○一方、時代の変化に合わせて積極的にチャレンジする姿勢が弱い（サステナビリティの取組等）との意見があった。</p>
VI 申請提案額	$\frac{\text{最低提案金額}}{\text{申請者の提案金額}} \times 10$ <p>（※ 小数第1位まで求める。小数第2位切捨て） （指定管理期間の全体額（5年間分を合算）） なお、申請者の提案額が、管理費用基準額を上回る場合は失格</p>	10	10.0	<p>○提案額は、県の示した管理費用基準額と同額であった。 管理費用基準額：851,925千円 申請提案額：851,925千円</p>
VII 申請提案額の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請提案額と事業計画は整合しているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか ・収益増への取組内容はどうか 	10	6.3	<p>○申請提案額は、過去の実績から算出されたものであり、実現性が見込める点が評価された。</p> <p>○一方、効率化・収益増の方策については、具体性不十分との意見があった。</p>
合 計 点 数		100	71.7	

※本結果は、6名の委員の平均点によるものである。